

2023年4月13日
損害保険ジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ、損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：白川 儀一、以下「損保ジャパン」）は、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱い（以下、「みなし入院」）と傷害を補償する保険の特定感染症特約等において、以下のとおりとします。

1. 「みなし入院」の取扱い

（1）対象となる商品

新・団体医療保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、海外旅行総合保険、
新・海外旅行保険【off!】、健康生活サポート保険【入院パスポート】、
特定感染症特約をセットした傷害保険、事業活動総合保険【ビジネスマスター・プラス】、
特定感染症危険担保追加条項をセットした医師賠償責任保険 等、疾病や特定感染症を補償する商品

（2）取扱内容

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

<みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
			重症化リスクの高い方※2	左記以外の方
対象の方		全ての方		
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院※1に該当)	○	○
	2022年9月26日 ～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

※1 約款上の入院とは以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

※2 重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

(注) 2022年9月26日の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いおよび療養証明書(書面)の取扱方法の変更に ついて」(https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2022/20220909_1.pdf)をご参照ください。

(3) 理由・背景

損保ジャパンでは、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症による入院を補償する商品において「みなし入院」を実施しており、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日以降「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけますのでご安心ください。

また、疾病を補償する商品において、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款上の入院に該当する場合は、2023年5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

2. 特定感染症特約等の取扱い

(1) 傷害保険等の取扱い

特定感染症特約等は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約のため、従来、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約(特定感染症用)」を自動セットすることで、「感染症法」

(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病^{※3}した場合、以下の特約をセットしていても保険金支払いの対象外となります。

(注) 2023年5月7日以前に発病^{※3}し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

※3 発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

商品	特約等
THE カラダの保険	特定感染症特約(後遺障害、入院および通院)、特定感染症特約(葬祭費用)
傷害総合保険、普通傷害保険 家族傷害保険、積立傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約
くらしの安心保険	特定感染症危険補償特約(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払用)、 特定感染症危険補償特約(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払用)
メディコ(医療補償保険)	特定感染症による「疾病高度障害保険金および葬祭費用保険金」補償特約
ボランティア活動保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項

医師賠償責任保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項
----------	--

(2) 海外旅行保険等の取扱い

以下の特約をセットしている場合、新型コロナウイルス感染症は、引き続き疾病として補償いたします。

商品	特約等
海外旅行総合保険	治療・救援費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約
【off!】企業パッケージ	新・海外旅行保険普通保険約款、疾病死亡危険補償特約、治療・救援費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、疾病治療費用補償特約
新・海外旅行保険【off!】	新・海外旅行保険普通保険約款、疾病死亡危険補償特約
学校旅行総合保険	弔慰費用補償条項

ただし、保険始期に関わらず、2023年5月8日以降に新型コロナウイルスに感染した場合、特定の感染症以外の疾病と同様の取扱いとなり、以下が支払要件となります。

疾病治療費用：責任期間中に発病^{※4}し、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合。

もしくは責任期間中に感染し、責任期間終了後72時間以内に発病^{※4}および治療を開始した場合。

疾病死亡：責任期間中に死亡した場合。もしくは責任期間中に発病^{※4}、または責任期間中に感染し責任期間終了後72時間以内に発病^{※4}し、責任期間終了後30日以内に死亡した場合。

※4 発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

(注) 2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は「特定の感染症」として取り扱うため、事由の発生(「治療費用」は治療の開始、「疾病死亡」は死亡)が責任期間終了後30日以内の場合でも補償します。

(3) 企業向け商品の取扱い

企業向け商品について、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」に変更された場合の取扱いは以下のとおりです。

商品	新型コロナウイルス感染症の取扱い
労災総合保険(法定外補償条項)	取扱いの変更はありません。業務上疾病として政府労災保険等の認定を受けた場合(労災総合保険)など、所定の要件を満たす場合は保険金のお支払い対象となります。
事業活動総合保険(傷害等担保条項)	
事業活動総合保険(疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約)	取扱いの変更はありません。約款上の入院に該当する場合は、2023年5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

このほか、休業損失や消毒費用等を補償する保険について改定を予定しております。詳細は損保ジャパン公式ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する商品・特別措置等のご案内」

(https://www.sompo-japan.co.jp/announce/2019/202002_01/)よりご確認をお願いいたします。

3. 保険金のご請求にあたってのお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、2023年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされております。2023年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

なお、今後政府方針や実施日に変更があった際には、改めてご案内いたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本対応のほか、このたびの新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、損保ジャパン公式ウェブサイトをご確認ください。

以上